

史料紹介

南京国民政府期における日本の在中国公使館(大使館)の立地に関する史料

村田省一

【解題】

はじめに

日本の在中国公使館は清朝時代の一八七三年に北京に開設され、以来、辛亥革命による中華民国の成立を経て、在中華民國公使館として引き続き北京に存在した。一方、一九二〇年代の中国国民党による北伐の結果、北洋軍閥や張作霖が支配してきた従来の北京政権は崩壊し、中国国民党が指導する南京国民政府が新たに成立する。その中で、日本を含む諸国は、公使館(大使館)を北京から南方へ移転させるべきかという問題に直面した。

日本の場合、南京国民政府と本格的に相対した重光葵臨時代理公使(後に公使)の時から、在中国公使館事務所を在上海総領事館内に併設し、公使館機能を事実上、上海に置く様になる。一方、一九三五年五月に在中国日本公使館が大使館に昇格した際にも、正式な大使館は未だ北平(南京国民政府期の北京の呼称)にあることになっており、上海

の拠点は名目上は大使館事務所という扱いであった。

外務省は在中国公使館の大使館への昇格と平行して、早急に公使館(大使館)を南京に移転させるべく検討したが、移転案では、当面は公使(大使)を上海と南京の両地点に滞在させるという応急措置に留まった。日本大使館は一九三七年一月に名目上の大使館事務所を南京に置き、次第にその機能を上海から南京へと移転させ、同年四月からは本格的に大使館機能を南京へ移転した。ただし、同年に至っても、名目上の大使館所在地は、未だに北平のままであった。

外交史料館所蔵の『外務省年鑑』によれば、昭和六年版以降、同八年、一〇年、一二年版において、公使館(大使館)の所在地は北平となっており、一方で公使館(大使館)事務所の所在地は在上海総領事館と同一の住所となっている。(昭和一二年版については、日中戦争勃発により南京の日本大使館事務所が閉鎖された後の情報である点に留意ありたい。)

本稿ではこうした一連の経緯について、外交史料館所蔵史料から関連史料を一部抜粋しながら、簡単に紹介したい。

一 重光臨時代理公使の就任と在上海公使館事務所の開設

一九二九年に佐分利貞男在中国公使が死去した後、後任の公使とされた小幡西吉が中国の南京国民政府側からアグレマンを拒否されたため、日本の在中国公使は不在の状態が続いていた。その中で重光葵は一九二九年に在上海総領事に、翌三〇年一月には在中国臨時代理公使に任命された。重光は中国に於ける外交の主な拠点を上海に定めて公使館事務所を当地に設け、首都南京とも往来しつつ、中国側との外交折衝に当たっていた。在上海公使館事務所の設立に関して、直接これを説明する当時の外交史料は未見であるが、関連の簿冊では、新聞記事を以てこの間の事情を提示している。(関連史料一、二、三。但し新聞記事では、在上海の公使館事務所と、(臨時代理)公使官邸が同一の場所にあるとされているが、前述の『外務省年鑑』や別の外交史料では、公使官邸はフランス租界内に新設され、一方で公使館事務所は従来の在上海総領事館と同一地点(共同租界内)とされている。)

二 在上海公使館事務所の南京移転の検討

南京国民政府は、政権内での内紛や、中国共産党との内戦、そして満州事変といった内外の危機を抱えつつも、中国を代表する政権としての地位を固めていった。こうした中で、一九三〇年代前半期から、

各国間では在中国公館を従来の北平から南京に移転させるべきかという問題が生じて来た。

日本の場合、まず南京に從來から存在した領事館を、一九三二年二月に総領事館へと昇格させた(関連史料四)。

一九三四年頃になると、公使館の南京移転問題に加え、主要国の公使館を大使館に昇格させる動きが出て来る。この大使館昇格については、日本の広田弘毅外相が音頭を取る形で、主に一九三五年から各国間で本格的に実現していく事になるが、外務省内では大使館昇格問題と並行する形で、公使館の南京移転が検討されていた(関連史料五、九)。但しこの中で示された応急的な案では、南京の新公館は正式の公館ではなく「事務所」とされ、また公使は南京に常駐するのではなく、今まで通り上海との間を往復し、上海の公使館事務所も、規模を縮小しつつ存続させる事とされた。そして名目上の正規の公使館は、当面は北平に存続することとされていた。

三 大使館昇格後の大使館事務所の南京への移転

一九三五年五月、日本の在中国公使館は大使館へと昇格を果たした。しかしこの当時では、名目上の大使館はまだ北平にあり、大使館事務所が上海にあるという構図は引き続き変わらなかった(関連史料一〇)。

翌一九三六年にかけ、在中国大使と外務本省との間で更に検討を重ねた結果、一九三七年一月一日を以て、大使館事務所は上海から南京

へと移転した。しかし人員の都合や、在南京公館側の設備の不備等から、一月時点では名目上の移転に留まり、南京への本格的な移転は同年四月のこととなった。これを以て大使もようやく南京に常駐することとなったが、名目上の大使館は北平にあるという建前は変わらないまま、七月の盧溝橋事件を迎える。日中間の戦火が華中へと飛び火し、日中関係が破綻していく中で、八月に南京の大使館事務所は閉鎖された（関連史料一、一三〇―一三九）。

四 小結

本稿では、南京国民政府期における日本の在中國大使館（公使館）の場所の変遷について、関連外交史料を交えて簡単に紹介した。但し、外務省内における当問題についての検討の推移については、本稿では詳述する余裕がなかった。また、この変遷の背景には、今回は詳しく触れていない種々の問題がある。例えば、公館の場所と義和団議定書との関係や、北平に残された公館の動向、当時の日本政府と国民政府の関係が移転問題に与えた影響、公館移転をめぐる各国の動向（各国公館の一九三六年時点の動向については、史料一二で簡述）、南京に於ける公館の用地取得問題、南京公館の経費問題、在南京総領事館が日中外交上で果たした役割、汪兆銘政権期の公館問題などである。

本稿が当時の日中関係における公館の問題について読者の興味を喚起し、また関連する今後の研究の参考となれば幸いである。

【史料】

〔凡例〕

- 一、以下の史料は、当館所蔵史料より一部を抜粋し翻刻したものである。〔〕内において史料件名、分類番号等の情報を追記した。
- 二、翻刻した史料はいずれもアジア歴史資料センター（JACAR）のデジタル・アーカイブでも公開されており、各史料の冒頭にレファレンスコードや画像番号等の情報を記載している。
- 三、各史料の冒頭に、史料の内容を簡述するタイトルを付した。
- 四、原則として旧字は常用漢字に改めた。
- 五、各史料の（省略）（ママ）等のカッコを付したルビは、収録にあたって記したものである。
- 六、各史料に加えた注記は、（編注）として当該箇所にも明記し、文書の末尾に記載した。
- 七、各史料の右肩に付した(1)(2)の記号は、同一番号の電報が分割されて発電されたことを示す。
- 八、押印については、公印を〔印〕と記した。

○史料一

重光臨時代理公使の就任に伴い、対中国外交の中心が上海に本格的に移転することを報ずる新聞記事

〔外務省記録「在支帝国公館関係雑件 移転関係 在北京公使館関係（含遷都ニヨル各国公使館ノ南遷問題）」第一巻(M1.3022-1)JACAR

RefB14090315200(第一二二画像目)]

日々新聞 昭和五年一月十二日

わが対支外交の中心地上海に

重光氏の大使館参事官任命

上海総領事兼大使館参事官の重光葵氏が十一日付で大使館参事官兼総領事となり同時に大使館参事官として代理公使の事務を執つてゐた堀内謙介氏が米国在勤を命ぜられたが右はロンドン海軍会議が目せうの間迫つて来たため堀内氏を米国大使館参事官として特に出淵大使を輔佐させるためまた重光上海総領事は従来わが駐支公使の不在中は国民政府との間に実際上総ての事務を処理してゐたので新公使赴任まで堀内謙介氏の後を襲ひ代理公使として諸般の事務を管掌させるため今回の任命を見たものであるから今後は北平のわが公使館は実質上上海総領事館に移つたと同様で北平外交団との連絡は天羽書記官をしてこれに当らしめることとし国民政府との折衝は重光総領事が上海、南京間を往復して代理公使として直接これを処理する筈であるからわが対支外交の中心地は上海に移ることとなるわけである

○史料二

在中國公使館の移転問題が各国間で生ずる中で、日本の公使官邸が上海に新設されることを報ずる新聞記事

〔外務省記録「在支帝国公館関係雑件」第一巻(M1.302) JACAR

RefB1409028000（第六画像目）

（朝日セ）
日々新聞 昭和五年二月一日
わが公使館官邸選定 上海仏租界に

【上海聯合九日発】 公使館南京移転問題のある折柄各国に先だつて日本は公使館官邸として当地仏租界ビジョン路七十九号を選定したすこぶる広大な邸宅である

【備考】 右につき外務省では公使館官邸の南遷とは別問題だが上海総領事館には村井総領事が入ることになつたので重光代理公使の事務所兼官舎を別に設けることになり客を応接しても恥しくない家を選んだものであると説明してゐる

○史料三

上海に設けられた公使館事務所及び公使官邸の住所につき通報

〔外務省記録「在支帝国公館関係雑件」第一卷(M1.302)JACAR Ref. B14090282800(第二画像目)〕

公第一四四号

昭和六年三月二十五日

在中華民國

臨時代理公使 重光 葵〔印〕

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

在外公館事務所並公館長官舎「アドレス」通知方ノ件

本件ニ関シ三月十七日附文普通合第二八六号貴信ヲ以テ御申越ノ趣了承依テ在上海公使館事務所及公使官舎「アドレス」表別紙ノ通正副二通提出ス可然御取計アリ度シ

一、在上海日本公使館事務所

(イ)所在地 中華民國上海共同租界黃浦路廿五号A

c/o Consulate-General of Japan, No. 25a Whangpoo Rd.,

International Settlement, Shanghai, China.

(ロ)電話番号 四〇〇五一乃至四〇〇五四

二、在上海公使官邸

(イ)所在地 中華民國上海法租界畢助路第七九号

No. 79, Route Pichon, Concession, ^(Francaise)Trancaise Shanghai, China.

(ロ)電話番号 七〇五九三

○史料四

在南京領事館の総領事館への昇格につき通報

〔外務省記録「在支帝国公館関係雑件 格式変更関係（低格関係ヲ含ム）昇格関係」(M1.302-3-1)JACAR RefB14090316900(第二画像目)〕

昭和七年二月六日

芳沢外務大臣より在中国重光公使宛（電報）

本省 二月六日後八時三〇分發

第五二号

二月六日附ヲ以テ南京領事館ヲ總領事館ニ昇格セリ右責任国政府へ通告アリ度シ

上海ニ転報アリ度シ

南京、北平、奉天ニ転電セリ

○史料五

各国が南京に公館を新設する計画を有する中、わが国も南京に公使館事務所の設置を検討するも、公使館の大使館昇格問題の発生により一時中止となる

〔議会調書「最近支那関係諸問題摘要(第六十七議会用) 下巻(借款、鉄道、鉸山、山東関係、暹羅)〕(議 TA - 2) JACAR RefB13081251800 (第四一画像目)

第二節 在支公使館昇格問題

一、在支公使館南京事務所設置計画

英、米、仏、独、白等ノ諸国ハ從來ヨリ南京ニ公使館事務所ヲ有シ居タル処蘇連邦大使ノ南京長期滞在等ノコトモアリ英米兩國ニ於テハ本年五月頃ヨリ現在ノ在南京公使館事務所ノ増築乃至新築計劃ヲ運ラシ居ル旨聞込アリタルヲ以テ我方ニ於テモ南京總領事館内ニ公使館事務所

所ヲ併置シ總領事館員全部ヲ公使館勤務ニ変更セシムルノ案ヲ廻ラセ
ルモ後述ニ、公使館昇格問題ノ發生ト共ニ沙汰止ミトナレリ(以下省略)

○史料六

外務省東亜局第一課における在南京公使館事務所開設の検討

〔外務省記録「在支帝國公館關係雜件 設置關係」第一卷(M1302-1) JACAR RefB14090293500(第二一四画像目)〕

(昭和九年六月十八日、亜一ノ一応ノ案)

在南京總領事館ニ公使館事務所併置ノ件

一、這回ノ藏本事件ノ結果一時或ハ逆転ノ虞アリシ日支關係モ同事件ノ結了ト共ニ寧口好転スヘキヤニモ認メラルルニ顧ミ此際南京ニ於ケル国民政府側ト我方トノ聯絡ヲ一層密接ニスルノ趣旨ヲ以テ且ハ最近英米等カ各自ノ在南京總領事館ノ組織ヲ拡大シ事実上公使館ヲ南京ニ移転シタルノ形ニ近カラシメントシ居ルヤノ情報アルニ顧ミ彼等ニ対シ先手ヲ打ツ意味ニ於テ將又南京總領事館員特ニ書記生ノ地位ノ向上並ニ対外交渉上及身辺保護上ノ便宜乃至生活ノ改善ヲ計ルノ趣旨ヲモ含メ左記要領ニ依リ在支公使館事務所ヲ南京總領事館内ニ設ケ即チ南京ニ上海ト同様公使館事務所及總領事館ヲ併置スルコトトス但シ公使ハ引続キ上海ニ居住スルモノトス
右実行方法ハ左記要項ニ従フ

（右ニ関シ国民政府ニ対シ豫メ内報シ其ノ内諾ヲ取付ケタル後実行スルコトモ一案ナルヘキモ現在ノ事態ハ必スシモ之ヲ必要トセサルモノト認メラレ旁実行ト同時ニ通報スルモ差支ナキ義ト思考セラレ）

二、南京総領事館ニ総領事館門標ト共ニ公使館ノ門標ヲ掲ケ且同日附ヲ以テ在南京総領事館員全部ニ対シ外交官ノ地位ヲ与ヘテ執務上外交部トノ聯絡ニ便ナラシムルト共ニ儀礼上ノ各種会合等ニモ出席スル便ヲ与フル為全員ニ公使館兼任ヲ命ス（出来得レハ全員ヲ公使館勤務トシ総領事館勤務ハ兼務トス）

現在南京在勤高等官ハ何レモ公使館兼任トナリ居ルヲ以テ事実上ハ判任官ノミニ新ニ公使館兼勤ヲ命スレハ足ル
右ノ結果判任官ノ在勤俸ヲ公使館書記生即チ北平公使館並ニ増額スルコトトスレハ年額ニ付左記ノ通増額ヲ来スコトトナル

南京総領事館在勤俸		在支公使館在勤俸		増	
書記生	特一	二、五五〇	二、八〇〇	二五〇	
書記生	二、三、四	二、二〇〇	二、四〇〇	二〇〇	
書記生	五、六、七	一、八〇〇	二、〇〇〇	二〇〇	
書記生	八以下	一、六〇〇	一、七〇〇	一〇〇	

然ルニ右ニ関シテハ上海公使館事務所及総領事館在勤書記生トノ振合ヲ考慮スルヲ要ス即チ上海ニ於ケル現状ヲ述フレハ左ノ通

書記生中公使館兼勤ニ命セラレ居ルハ現在朝比奈、岩井、高橋ノ

三名ニシテ他ハ全部総領事館在勤トナリ居ルモ事実ハ文書電信其ノ他ノ一般の事務ニ関シ公使館及総領事館ハ不可分ノ関係ニ在リ而シテ総領事館在勤俸ハ南京ト同額ナル処前記三名モ現在ノ処依然総領事館並ノ在勤俸ヲ受ケ居レリ

故ニ既記ノ如ク南京ノ書記生ニ公使館並ノ在勤俸ヲ給スルコトトスル場合ハ振合上上海総領事館在勤書記生ニモ全部公使館兼任ヲ命シ且公使館並ノ在勤俸ヲ給スルノ要アル次第ナリ

然ルニ北平在勤ノ書記生ハ全部公使館書記生トシテ現在南京及上海（公、領共）ニ在勤スル書記生ヨリモ高額ノ在勤俸ヲ受ケ居ル次第ナル処南京ハ不愉快且不自由ナル生活ニ対スル慰安ノ意味並ニ公使館書記生トシテ外交団「リスト」ニ載セラルル以上交際費モ必要ナルヘシトノ意味合ヲ兼ネ又上海ニ関シテハ同地ノ生活費カ此等ニ比シテ遙カニ高キコト並ニ南京ト同様公使館書記生トシテ外交団ノ一員タルニ依ル交際費ノ関係ヲモ考慮シ南京ニ公使館事務所設置ノ機会ニ南京及上海在勤書記生全部ニ公使館書記生兼勤ヲ命シ且公使館並ノ在勤俸ヲ給スルコト可然ト思考セラル

三、館長トシテハ総領事カ一等書記官ヲ兼任スル次第ナルモ場合ニ依リテハ之ヲ廢シ一等書記官専任トシテ専ラ外交事務ニ当ラシメ領事官ノ職務ハ領事（在南京米國総領事同様參事官事務ニ専任スル総領事以外領事事務ノミヲ掌ル領事ヲ新ニ派遣スルコト適當ナルヘシ）副領事ヲシテ総領事代理トシテ之ニ当ラシムルモ可ナルヘシ

○史料七

外務省内で打合せた結果作成された公使館事務所南京移転要綱

〔外務省記録「在支帝国公館関係雑件 移転関係 在北京公使館関係 (含遷都ニヨル各国公使館ノ南遷問題)」第一卷(M13022-1)JACAR RefB14090315200(第一―三画像目)〕

在支公使館南京移転ニ関スル件

昭和九年十二月二十六日ノ会合(出席者、重光次官、桑島東亞局長、岡本会計課長、守島課長、日高人事課長、須磨総領事)ニ於テ大体打合ヲ了シタル在支公使館南京移転要綱左ノ通

一、在支公使館ヲ成ルヘク速ニ南京ニ移スコト

二、右目的達成ノ為ノ応急弁法トシテ左記ラインニヨリ南京ニ公使館

事務所ヲ急設ス

(一)建物

現在ノ南京総領事館ヲ其ノ儘公使館事務所トシ帝国公使館南京事務所ノ門標ヲ掲ケ総領事館ノ門標ハ従トス

(二)館員

(1)公使館一等書記官兼総領事(一等書記官ヲ本任トスルモ館長タル総領事ノ在勤俸ヲ支出シ得ル様本省会計課ニテ研究ス但シ已ムヲ得サレハ現在ノ一等書記官兼任制トス實際上ノ総領事

館事務ハ左記(3)ノ館員ニ於テ行フコト、公使館事務ノ円滑ヲ期スル為右一等書記官ハ将来成ルヘク参事官級又ハ在上海公使館及在南京総領事館ヲ通シ公使ノ次席者ヲ以テ之ニ充ツル方針ヲ執ルコト)

(2)二等書記官又ハ三等書記官一名(上海ヨリ増員ス館長タル一等書記官ヲ輔佐シ首席書記官格トシテ公使館事務所総務ヲ統括ス外交部宛公文ノ起草等ハ今後ハ成ルヘク南京ニ於テ行フコト)

(3)三等書記官兼副領事(現状ノ通、儀礼事項等ヲ除クノ外實際上ノ総領事館事務ヲ主率ス)

(4)外交官補(人員ハ現状ノ通但シ外交官補専任トス)

(5)通訳官兼副領事(現状ノ通)

(6)公使館書記生兼総領事官書記生(追ツテ上海ヨリ一兩名増員致度、公使館ノ方ヲ本任トス)

(三)経費

上海ヨリ増員スル館員ノ給与及宿舍料ハ上海公使館ヨリ繰入ル尚漸ヲ追フテ在支公使館ヲ南京ニ移転セシムル目的ヲ以テ現在ノ上海公使館ノ館員及経費ヲ縮小シ(一)、(二)参照)南京事務所ノ経費ニ充ツ、前記公使館在勤ヲ本任トスルコトヨリ生スル給与ノ調整方ニ関シテハ追テ研究スルコトトシ給与ニ関シ差当リテハ現在維持モ已ムヲ得サルコト

三、前記ノ急速実現ヲ計ル為左記各項ニ付具体案ヲ研究(本省及関係公

館ニ於テ）スルコト

(一) 窮局ニ於テ上海ニハ現存ノ公使館情報施設様ノモノヲ存置（公使館又ハ総領事館ニ）スル外現在ノ公使館総務課ハ出来得ル限り之ヲ縮少シ漸次南京ニ移ルコト（上海公使館事務所開設当時上海ニ出張滞在セル公使館スタッフ移動性ノ趣旨ニ依リ公使南京移転前上海ニハ結局ニ於テ前記情報施設ノ外ハ公使ノ随員トシテ書記官、通訳官及秘書各一名位残留スルニ止マルコトト致度）

(二) 在上海公使館ノ南京移転ニ伴ヒ在上海総領事館総務課（文書課電信課會計課等ハ縮小シ南京ノ充実ニ充ツ）ハ多少充実ノ要アルヘク公使館事務縮小ニ伴フ在上海総領事館ト在上海公使館間ノ事務分担関係ヲ調整スルコト（前項(一)及本項ノ具体案ハ在支公使ノ諒解ヲ得テ在上海公使館及総領事館ニ於テ立案セラレ度）

(三) 前記(一)及(二)ノ措置ニ伴フ館費ノ調整ニ関シテハ主トシテ本省ニ於テ研究スルコト

(四) 在北平公使館モ出来得レハ現在ノ南京ト同様ナル制度トスル方針ニテ研究ヲ進ムルコト（北平ニ総領事館設置方ニ関スル手續公使館ノ存在ト義和団議定書トノ関係等本省ニテ研究ノコト）

四、在南京公使館敷地買収ノ件

公使館新設用ノ敷地トシテ須磨総領事私案中ニアル附近土地ヲ漸次内密買収スルコト

（買収土地ノ選定、買収ノ方法、買収ニ必要ナル経費等ハ本省及南京ニテ研究立案スルコト）

○史料八

有吉在中国公使より、上海に当面の間拠点を残すことを前提とした公使館事務所南京移転案の提出

〔外務省記録「在支帝国公館関係雑件 移転関係 在北京公使館関係（含遷都ニヨル各国公使館ノ南遷問題）」第一卷（M1302-1）JACAR RefB14090315200（第九～一四画像目）〕

機密甲第九二号

昭和十年二月九日

在中華民國

特命全權公使 有吉 明（印）

外務大臣 広田 弘毅殿

在支公使館南京移転方ニ関スル件

本件ニ関シ先般須磨総領事帰任ノ際携行セシメラレタル要綱ニ基キ当方ニ於テ同総領事ヲ交ヘ更ニ考量ヲ加ヘタル処事務ノ統制、能率ノ増進及支那側ニ対スル関係等ヨリ考慮スルトキハ此ノ際寧口右要綱ニ趣旨ニ從ヒ本使ニ於テ原則トシテ毎月相当期間ヲ南京ニ滞在スルコトトシ同時ニ現在上海ニ駐在シ居ル公使館員ハ情報施設係官ヲ除キ大部分ハ南京ニ移駐セシムルコトトスルノ案ニテ進ムコト可ナルヤニ思料セラルルニ付右ノ趣旨ニテ別紙応急弁法案ヲ作成セリ本案ニ依ルトキハ本使ニ於テ従来通り上海ニ於ケル本拠ヲ存続スルト共ニ毎月相当期

間ヲ南京ニ滞在スルコトナル結果從來ヨリ多少經費ノ増加ヲ必要トスルコトトナルモ右ハ過渡の弁法ノ期間トシテハ已ムヲ得サルヘク即チ此ノ際上海ニ於ケル本拠ヲ撤廢シテ之ヲ南京ニ移スコトハ同地ニ於ケル官舎事務所等ノ現状及蘇伊兩國大使カ孰レモ当地ニ本拠ヲ有シ南京ニ仮宿舎及事務所ヲ有スル關係等ニ鑑ミ帝國ノ体面上頗ル面白カラサルノミナラス当地ニハ蘇伊兩國大使ヲ始メ智恵古、瑞西、波蘭、瑞典、諾威、玖馬、智利等ノ各国公使カ常住又ハ本拠ヲ有シテ或程度ノ外交団ヲ形成シ居リ又外交財政実業交通等各部ノ支那側中央機關ハ孰レモ当地ニ弁事処ヲ有シ当該当局者ハ隨時当地ニ於テ重要事務ヲ処理スル実情ナル外支那側要人ノ多クモ当地ニ住居ヲ有シ居リ此等外国使臣支那側中央当局及要人トノ交歓接觸上ノ点並在滬陸海軍其他ノ機關トノ連絡上ノ点等ヨリ見ルモ適當ノ期間当地ニ於ケル本拠ヲ維持スル必要アルコト夙ニ御諒解ニ難カラサル儀ト存セラル而シテ本案ハ右ノ如キ必要ヲ考慮ニ入レ現在所要ノ經費ヲ基礎トシ之ヲ余リ超過セサル範圍ニ於テ立案セルモノナルニ付本省ニ於テモ此ノ点篤ト御考究ノ上至急何分ノ御決定相仰キ度出来得レハ直ニ実行ニ着手シ本年度内ニ於テ之ヲ完了シ得ル様諸般ノ準備ヲ進メラレ度此段卑見申進ス

本信写送付先(別紙共)

北平 南京 上海

(別紙)

在支公使館南京移転要綱

一、在支公使館ヲ成ルヘク速ニ南京ニ移スコト
 二、右目的達成ノ為応急弁法トシテ左記ノ趣旨ニヨリ南京ニ公使館事務所ヲ急設ス

(一)建物

現在ノ南京総領事館ヲ其ノ儘公使宿舎及公使館事務所トシ帝國公使館南京事務所ノ門標ヲ掲ケ総領事館ノ門標ハ従トス

(二)館員

公使ニ於テ毎月相当期間ヲ南京ニ滞在シ現在ノ館員ハ上海ニ於ケル館務処理上特ニ必要アルモノ(少クトモ書記官一名)及情報施設係官ヲ除キ全部南京ニ移スコトス(公使上海ニ在ル間ハ上海ニ於ケル館務処理ニ必要ナル随員トシテ書記官又ハ通訳官一名及秘書一名位ヲ上海ニ派駐ス)現在ノ南京総領事館員モ公使館員ノ方ヲ本任トス従テ上海ニ於ケル公使館事務所並ニ在上海及南京総領事館ノ改組ヲ下記ニ依リテ行フコト、上記ノ趣旨ニ従ヒ左ノ人員ヲ南京ニ置ク

(1)一等書記官二名(現任ノ通、将来ハ參事官一名ヲ増員スルコトトシ此ノ場合ニハ館務ノ模様ヲ見テ一等書記官ヲ一名ニ減員スルコトアルヘシ又一等書記官中一名ハ総領事ヲ兼任スル事)

(2)二等書記官及三等書記官四名現在南京ニ在ルモノ一名上海ヨリ移転スルモノ二名本省ヨリ赴任スルモノ一名其ノ中一名ハ下

記三ノ(2)ノ総領事館事務ヲ担当スル領事兼三等書記官トスルコ

ト）

(3) 外交官補一名（現在ノ領事官補兼外交官補ヲ外交官補専任トス）

(4) 通訳官兼副領事一名（現狀ノ通）

(5) 公使館書記生及総領事館書記生

（現在上海公使館総務課ニ勤務シ居ル書記生二名ヲ南京ニ移シ現在南京ニ在勤シ居ルモノハ現狀ノ通りトシ公使館ノ方ヲ兼任トス尚右ノ人員ヲ以テシテハ電信及文書記録事務上手不足ヲ生スヘキニ付右ノ外二名位本省ヨリ増員ノコト）

(三) 経費

(1) 館員ノ給与、宿舍料及宿舍設備ハ現在ノ上海公使館員及南京総領事館員ニ対スル給与、宿舍料及宿舍設備ノ程度ニ於テ之ヲ支給スル立前トスヘキモ南京ニ於ケル官舎借入料設備費等カ上海ノ夫レニ比シ幾分高キコト及官舎移転ニ要スル費用等ノ為或程度ノ経費増加ヲ認ムルコト

(2) 公使官邸ニ関スル経費ハ公使館移転ノ時迄上海南京ト二重ノ経費ヲ要シ現在ヨリ多少増加スヘキモ右ハ過渡の期間ニ於ケル弁法トシテ前述ノ如キ特別ノ必要ニ基クモノナレハ致方ナカルヘシ

尤モ公使ハ双方ノ官邸ニ於テ全期間滞在スルモノニ非サルヲ以テ其ノ不在期間中ハ相当節約シ得ヘク新ナル経費増加トシテハ左迄大ナラサルヘシ

(3) 現南京総領事館ハ公使宿舍トシテハ設備万端不十分ナルニ付最

少限度ノ改善ヲ要ス右ニ要スル経費ハ追テ計上稟申スルコト
三、(1) 在上海公使館事務所

前記三ヨリ公使館総務課員ハ全部南京ニ移ルモ公使ハ上海ニ本拠ヲ存続スルモノナルヲ以テ上海ニ於ケル事務所ハ当分ノ間其ノ儘トシ同事務所ニハ公使上海滞在中ハ公使及随員勤務シ公使不在中ハ上海ニ於ケル館務処理ノ為少クトモ書記官一名ヲ勤務セシムルコトトス

現在ノ情報施設ハ過渡の期間大体現狀ノ儘存置シ従来通り公使ノ指揮監督ニ服セシムルコト勿論ナルモ在上海総領事館トノ連絡ニ便ナラシムル為同施設係官ヲ総領事館兼務トスルコトアルヘシ

南京ニ於テモ情報事務ノ必要ナルコトハ云フ迄モナキモ之レハ総務課員ニ於テ兼務スルコトトシ現在ノ施設ハ此種ノ仕事ニ関スル上海ノ特異性ニ鑑ミ之ヲ上海ニ存置ス但シ情報施設係官ハ常ニ公使ノ指揮ヲ受クル必要アルヲ以テ随時南京ニ出張スルモノトス

右上海公使館事務所ノ縮小二伴フ在上海総領事館トノ事務分担関係ノ調整ニ関シテハ追テ立案ノ上稟申スルコト

(2) 在南京総領事館

公使館事務所ノ南京新設ニ伴ヒ同地総領事館ヲ縮小シ名目上一等書記官ノ中一名ヲシテ総領事ヲ兼任セシムルモ實際上ノ館務ハ前記三ノ(3)ノ館員ニ於テ之ヲ行フコト

(3) 在上海総領事館

公使館事務所南京移転に伴ヒ在上海総領事館総務課ハ増員ノ要アリ

(4) 在北平公使館

究局ニ於テ公使館南京移転ノ場合ニ於ケル改組ニ関シテハ追テ研究ノコトトシ其レ迄ノ間ハ現状ノ儘トス

四、(1) 在南京公使館敷地ノ選定買収等ニ関シテハ追テ立案ノ上稟申スルコト

(2) 上海ヨリ移駐スヘキ館員ノ宿舍借入及設備等ニ付テハ前記三ノ大

綱決定次第至急之ヲ実行シ得ル様在南京総領事館ニ於テ準備ノコ

ト右館員ノ宿舍借入及設備出来次第速カニ上海ニ於ケル官舎ヲ撤

去ス

○史料九

有吉公使の提案を経て決定した外務本省の「応急移転弁法要綱」

〔外務省記録「在支帝国公館関係雑件 移転関係 在北京公使館関係

(含遷都ニヨル各国公使館ノ南遷問題)』第一卷(MI.3022-1)JACAR

RefB14090315200(第五二～五五画像目)】

亜一機密第四七号

昭和十年三月十一日

広田外務大臣

在支 有吉公使

在南京公使館事務所開設ニ関スル件

本件ニ関シ二月九日附機密公第九二号貴信ヲ以テ御申越ノ次第諒承仍ツテ当方ニ於テ種々考究ヲ加ヘタル結果不取敢ノ方策トシテ別紙「応急移転弁法要綱」ヲ決定シ右ニ依リ出来得ル限り速ニ実行スルコトト致シタルニ付テハ委細別紙ニ依リ御承知相成度此段回報申進ス

尚別添「公使館南京移転弁法案」^(案略)ハ一応ノ試案ニテ貴方御作成ノ「在支公使館南京移転要綱」等ヲモ斟酌シ今後更ニ詳細研究ヲ進メ漸次移転完成ヲ期シ度所存ナルニ付右御含置相成度
本信写送付先 南京、北平

〔別紙〕

昭和十年三月一日東亞局第一課起案

同 三月五日決裁

在南京公使館事務所開設ニ関スル件

「近年支那国内事情ノ推移及最近ニ於ケル日支関係ノ成行等ニ鑑ミ成ル可ク早キ適當ノ機会ニ在支公使ヲ南京ニ常駐セシメ現在上海ニ在ル公使館事務所ヲ南京ニ移転スルコト望マシキ次第ナルカ此ノ際之ヲ一挙ニ実施スルコトハ會計等ノ困難モアリ其ノ他慎重考慮ヲ要スル次第ナリ

三、仍テ此ノ際トシテハ左記応急移転弁法要綱ニ依リ応急ノ措置ヲ講シ公使ニ於テハ出来得ル限り長期ニ亘リ南京ニ滞在スルコトトスルト

共ニ今後ノ措置振（二応ノ試案ハ別紙^{編註}ノ通り）ニ付テハ更ニ研究ノ上
決定スルコトト致度
右仰高裁

左記

応急移転弁法要綱

(一)門標

本件ハ支那側ニ対スル反響ヲモ考慮スル要アルニ付適当ノ時期二本
省ノ指図ニ依リ「日本帝国公使館事務所」ノ門標ヲ掲クルコト但シ
左記(二)以下ノ措置ハ門標ノ問題ト直接關聯ナク出来得ル限り速ニ実
施スルコト

(二)建物

(イ)公使館事務所

經費ノ都合付キ次第現在ノ総領事館事務所ニ改善及拡張ヲ加フ
ルコトトシ差当リ現在ノ総領事館事務所ヲ其ノ儘使用ス

(ロ)官舎

(1)公使南京滞在中ノ官舎トシテハ現在ノ総領事官舎ヲ其ノ儘使
用ス但シ經費ノ都合付キ次第改善ヲ加フ

(2)經費ノ都合付キ次第総領事用新官舎ヲ建築、購入又ハ賃借スル
コトトシ差当リハ後掲(3)例エハ李濟琛旧宅ノ一部ヲ之ニ当ツ

(3)例エハ李濟琛旧宅ヲ賃借シ之ヲ前記(2)差当リノ総領事新官舎及
増員(後記ノ如ク書記官一名書記生一名)後ノ館員宿舎ニ充当ス

(三)館員ノ増員

(1)書記官一名本省事務官級ヨリ任命ス

(2)差当リ本省ヨリ書記生一名任命ス尚追テ都合付キ次第上海ヨリ書
記生一名任命ス

(四)事務ノ調整

公使南京不在中上海公使館事務所ト南京同事務所トノ事務聯絡ハ大
体従来ノ上海公使館事務所ト南京総領事館トノ事務聯絡ノ方法ヲ踏
襲スルモ前記南京側増員ニモ顧ミ南京ニテ処理スル事務ヲ多クスル
趣旨ニテ可然調整ス

編注 省略。「公使館南京移転弁法案」か。

○史料一〇

在中國公使館の大使館昇格後も、名目上の大使館は北平に存続してい
る建前とする旨各国駐在大公使へ通報

〔外務省記録「在支帝国公館關係雜件 移転關係 在北京公使館關係
（含遷都ニヨル各国公使館ノ南遷問題）」第一卷(M.1.30.2-1)JACAR
Ref:B14090315200(第九二～九三画像目)〕

亜一機密合第一七〇九号

昭和十年九月二十三日

外務大臣 広田 弘毅

在支列国大使館ニ関スル件

本件ニ関シ御参考迄左記申進ス

記

一、有吉大使及「カドーガン」英國大使ハ六月十四日及同十五日夫々國書捧呈ヲ了セル処ソノ後独逸(九月十四日)米國(同十七日)モ相統イテ信任状ヲ捧呈セリ尚仏國ハ曩ニ六月初同国外相ヨリ支那代理公使ニ対シ仏支兩國公使館ノ昇格方申出テ支那側モ之ニ応シ顧維鈞ヲ大使トスル方針ナリシ趣ナルモ其ノ後仏國議會ニ於テ豫算成立セザリシヤニテ未タ正式決定ヲ見居ラサル由

二、大使館ノ所在地ニ関シテハ「トラウトマン」独逸大使ハ國書捧呈ノ際北平ハ事務所ニ止メ大使館ハ南京トスヘキ旨申入レ又米國ハ九月十七日ヨリ南京總領事館ヲ閉鎖シ之ヲ上海總領事館ノ管轄区域ニ移スト共ニ從來ノ南京事務所ヲ大使館トスヘキ旨支那側に通告セル趣ノ処(但シ「ジョンソン」大使ハ隨時北平ニモ赴ク筈ニテ結局大使ノ赴ク所ヲ大使館トスル建前ナル由)十八日「カドーガン」大使ハ須磨總領事ニ対シ独逸ハ団匪議定書ト無關係ナルニ付大使館ヲ南京ニ駐在セシムルコトニ決定セル模様ナルモ英國ハ北平及南京ニ大使館ヲ置ク建前トシ議定書ノ利益ハ捨テサル積リナリト語レル趣ナリ

三、我方ニ於テハ南京ニ大使館事務所(現在上海ニアルモノモ事務所ナリ)ヲ開設スル方針ノ下ニ目下諸般ノ準備ヲ進メ居ル次第ナルモ大使館ハ依然北平ニアル建前ナリ此ノ点差当リ貴官限り御含迄

本信宛先 在滿、英、米、仏、白、独、伊、露、各大使

在西班牙、和蘭各公使、在寿府國際會議帝國事務局長

○史料一

上海にも大使館事務系統を残す前提で、一九三七年一月より大使館事務所を南京へ移転させる案を提示した在中国川越大使の「大使館南京移転弁法」

〔外務省記録「在支帝國公館關係雜件 移転關係 在北京公使館關係(含遷都ニヨル各國公使館ノ南遷問題)」第二卷(M.L.30.2-1)JACAR RefB14090315500(第六四〜七〇画像目)〕

機密大第六〇五号

昭和十一年十一月二十日

在中華民國

特命全權大使 川越 茂〔印〕

外務大臣 有田 八郎殿

大使館上海事務所南京移転ニ関スル件

本件ニ関シテハ本使赴任前ノ打合ニ從ヒ着任後現地ノ実情ヲ斟酌シ篤ト考慮中ナリシカ最近更ニ御來訓ノ次第アリタルヲ以テ右趣旨ヲモ加味シ一先ツ別紙甲号弁法ニ依ルコト可然トノ見解ニ到達セルニ付テハ右御採扱相仰キ度尚右弁法実施期ニ付テハ人練ノ關係ヲ考慮シ明年一月一日ト豫定シ居リ新陣容ニ付テハ追テ申進ノ筈ニ付御含置相成度

追而本件弁法ハ素ヨリ暫行的性質ノモノニシテ窮極ニ於テハ屢次御來訓ノ通徹底的ニ移転ヲ為シ度キ所存ナルモ右ニ付テハ是非共關係

各公館ノ人員ヲ一層充実スルノ要アルヲ以テ今ヨリ篤ト御考究置相
成度御参考ノ為別紙乙号^{（別紙）}当方理想案併セテ送付申進ス
本信写送付先 北平 南京 上海

〔別紙甲号〕

大使館南京移転弁法

一、要旨

部外ニ対スル關係ニ於テハ大使館上海事務所ハ昭和十二年一月一日
ヨリ南京ニ移転スル建前トス

内部關係ニ於テハ暫定的ニ上海総領事館内ニ領事館固有ノ事務系統
ト分離セル大使館の事務系統ヲ残シ（尤モ原則トシテ領事館員ヲ本
任タラシム）且南京ト上海トノ事務分担ハ概ネ従来通トス

二、大使

大使ハ隨時南京及上海ニ駐在ス

大使ニハ常時書記生一名ヲ随伴セシメ尚南京駐在中ハ原則トシテ上
海在勤ノ館員書記官級（經濟關係担当者ヲ原則トス）一名上海駐在中

ハ通訳官（南京在勤）一名ヲ随伴セシム

三、南京大使館ノ構成

（一）大使ノ外左記人員ヲ以テ構成ス

（イ）参事官

（ロ）総務課

事務総長（一等書記官） 一名

書記官 二名
通訳官 二名
理事官 一名
書記生 四名

（註一）通訳官一名ハ大使上海滞在中随伴ス

（註二）書記生一名ハ大使ノ随員トス

（註三）事務総長タル書記官及理事官ハ夫々総領事及副領事ヲ兼
任セシメ南京総領事館ノ事務ヲ処理セシム

（ハ）其ノ他

會計、電信、文書課ヲ置キ理事官一名（前項総務課勤務者ヲ兼
任セシムルカ別ニ會計理事官又ハ經理官ヲ置ク）電信官一名及
書記生五名（電信三名、文書、會計各一名）ニ於テ事務ヲ分担ス
尚右ノ中少クトモ會計係タル書記生（理事官）ハ総領事館兼勤ト
ス

（二）南京ニ於ケル館員ハ何レモ大使館員トシ総領事館員ヲ本任トスル

モノヲ置カス前記ノ如ク必要ナル人員ハ総領事館兼任タラシム

四、上海総領事館ニ於ケル大使館事務系統ノ構成

（一）上海総領事館ニ於ケル大使館の事務（大体ニ於テ現在ノ情報部事
務及総務課中特ニ經濟方面ノ事務）ハ当分ノ間引續キ総領事館固
有ノ事務系統ト分離シ即チ大体現状ノ儘ニ於テ上海ニ置ク右大使
館の系統ハ直接大使ノ指揮命令スル所トス（別紙乙号理想案ニ於
テハ総領事（兼参事官）ハ右両系統ヲ其ノ指揮下ニ置クコトトシ

アルモ本暫行弁法ニ於テハ兩系統ヲ分離セリ)

(二)大使館の事務系統ノ構成ハ左ノ通トス

(イ)政務、情報課

書記官級 一名

官補級 一名

書記生 三名

(ロ)経済、調査課

書記官級 二名

官補級 二名

書記生 二名

嘱託 五名

(註一)政務、情報課ハ大体現在ノ情報部ノ事務ヲ担当スルモ現在

在ノ総務課ノ事務中政務ニ関スルモノヲモ管掌ス

(註二)経済、調査課ハ大体現在ノ総務課ノ事務中経済方面ノ事

務ヲ管掌スル外新ニ継続的經濟調査ノ事務ヲ掌ル(主ト

シテ嘱託五名ヲシテ之ニ当ラシム)

(註三)大使滯寧中經濟、調査課書記官級一名ヲ随行セシム

(三)上海ニ於ケル大使館事務担当者ハ何レモ形式上總領事館員タラシ

メ大使館員ヲ兼任セシムルコトヲ原則トス(右ニ依リ別紙乙号理

想案ニ近ツキ大使館移転ノ趣旨ヲ徹底セシムルト共ニ特ニ上海

ニ於ケル領事館系統トノ間ニ於ケル待遇上ノ不均衡ヲ避ケムト

ス)

然レトモ之カ為同シク大使館ノ事務ニ従事スル南京及北平館員ト

ノ間ニ待遇上ノ不均衡ヲ生スルノミナラス現実ノ問題トシテ上海

ニ於ケル本系統ノ職員ニ例エハ三等古參ノモノヲ任命スル如キ場

合ニ於テ同官ヲ領事トセハ在勤俸著シク減少シ之ヲ館長ニ非サル

總領事トセハ余リニ多キニ過クルノ不便アリ從テ右ノ如キ場合ニ

於テハ止ムヲ得ス同官ヲシテ大使館一等書記官ヲ本任トシ領事又

ハ總領事(館長ニ非サル)ヲ兼任セシムルノ要アリ而シテ此ノ場合

ニ於テ大使館南京移転ノ建前ヲ多少枉クルニ至ルハ給与上ノ不均

衡ヨリ來ル結果ニシテ是非ナカルヘシ

叙上ノ次第ナルヲ以テ成ル可ク速カニ支那ニ関スル在勤俸ヲ改

正シ(特ニ上海在勤領事ノ在勤俸ニ等級ヲ設クル点)以テ大使館

員ト領事館員トノ間ニ於ケル待遇上ノ不均衡ヲ是正セラルルノ

要アリ

五、南京及上海ノ人員ノ充実

別紙乙号ノ理想案ニ依ラストモ前記三、及四、ノ人員ハ之ヲ現状ニ較フ

レハ電信、會計、文書ヲ除キ書記官、官補ヲ通シ三名、書記生二名

及嘱託五名ノ増員トナルモ右ハ既往ニ於ケル南京及上海ノ当該人員

ニ比シ決シテ多キニ過キササル次第ニシテ此ノ際是非共實現ヲ要ス

六、文書、電信ノ処理

別紙乙号理想案ニ依レハ上海ニ於ケル事務ハ尽ク總領事ノ統轄スル

所トナル次第ナレハ殆ト別ニ問題起ラサル次第ナルモ(上海ノ發受

電、公信ハ総テ總領事名義トシ大使滯滬中大使ヨリ發電、發信スル

モノハ「大使ヨリ」ト冠セハ可ナルコト恰モ現在ノ南京ニ於ケルト同様ナリ）本暫行弁法ニ於テハ左ノ如キ方法ニ依ルノ要アリ

(一)上海ニ於ケル大使館の事務系統ハ文書、電信ノ發受共現在通り大使名ヲ用フ（「ケーブル・アドレス」ハ従来通りトス）但シ大使不在ノ際ハ次ノ如クスルモノトス

(イ)發電

番号ハ大使名義ノ番号ヲ踏襲スルモ「首席書記官ヨリ」ノ補助符号ヲ附ス（本省ニ於テ右様取計ヒ置キアリ度シ）

(ロ)發信

(イ)ト同様番号ヲ踏襲スルモ首席書記官名義トス

(ハ)受電、受信

首席書記官名義トスルモ後記ノ如キ重要ナル事務ニ関スルモノハ可能ナル範圍ニ於テ南京大使宛トス

(二)南京大使館ハ新ニ參事官（參事官不在ノ場合ニハ首席書記官、以下同シ）名義ヲ以テ發受ス（總領事館事務ニ関スルモノハ總領事名義トス

若シ明年一月一日以外ノ期日ニ於テ移転スル場合ニハ總領事館發受ノモノハ従来ノ番号ヲ踏襲シ參事官ハ新番号ヲ用フ）

但シ大使南京滞在中ハ南京參事官ノ番号ヲ踏襲シ而モ大使名義ヲ以テ發受スル為左ノ如クス

(イ)發電

「南京大使」ナル補助符号ヲ用フ（本省ニ於テ準備アリ度シ）

(ロ)發信

大使名義トス

(ハ)受電、受信

南京大使名義トス

(三)本省及在外公館ヨリノ大使宛電報公信ハ原則トシテ従来通り上海

宛トシ南京及北平ニ転報ス尤モ前記(一)ノ(ハ)ノ如ク大使南京滞在中

ハ可能ナル範圍ニ於テ南京宛トシ上海、北平ニ転報ス

(四)南京ノ「ケーブルアドレス」呼出符号等ニ付テハ本年三月中旬南京發電報申進ノ通

○史料一二

一九三六年時点における各国の在中國大使館の所在についての表

〔外務省記録「在支帝國公館關係雜件 移転關係 在北京公使館關係

（含遷都ニヨル各国公使館ノ南遷問題）」第二卷（M1.30.2-1）JACAR RefB14090315500（第九五〜九九画像目）〕

南京ニ於ケル各国大使館ノ現状並其擴張計画

〔本文は省略。図表は74頁参照。〕

十一、九、八

丁林	和	白	蘇聯	伊	仏	独	米	英	北平	南京	上海
—	公使館ヲ保有シ書記官常駐ス	公使館ヲ保有シ参事官常駐ス	—	大使館ヲ保有シ書記官常駐ス	大使館ヲ保有ス参事官並ニ書記官常駐ス	事務所ヲ置キ書記官ヲ常駐セシム	大使館ヲ保有ス参事官書記官常駐ス	大使館ヲ保有ス(使不在ノ場合ハ参事官)並ニ書記官ノ大部分駐在ス	—	大使館ヲ保有ス(使不在ノ場合ハ参事官)並ニ書記官ノ大部分駐在ス	大使館ヲ保有ス(使不在ノ場合ハ参事官)並ニ書記官ノ大部分駐在ス
—	公使館ヲ保有シ書記官常駐ス	公使館ヲ保有シ参事官常駐ス	従来ノ事務所ニ大拡張ヲ加ヘ大使不在ノ場合ハ参事官並ニ書記官駐在ス	事務所ヲ設置シ居タルモ最近官邸並ニ事務所ヲ新築セリ書記官常駐ス	事務所ヲ置キ書記官常駐ス	大使館ノ大拡張ヲ行ヘルカ更ニ適当ノ敷地ヲ求メ大使館ヲ新築ノ豫定ナル由大使参事官並ニ書記官ノ大部分常駐ス	大使官邸並ニ事務所ノ新築ヲ終ヘ九月一日ヨリ回所ニ移転セリ参事官書記官常駐ス大使ハ北平、南京若ハ上海ニ駐在ス	大使館ヲ保有ス(使不在ノ場合ハ参事官)並ニ書記官ノ大部分駐在ス	—	大使館ヲ保有ス(使不在ノ場合ハ参事官)並ニ書記官ノ大部分駐在ス	大使館ヲ保有ス(使不在ノ場合ハ参事官)並ニ書記官ノ大部分駐在ス
—	公使館ヲ保有シ書記官常駐ス	公使館ヲ保有シ参事官常駐ス	大使ハ常時上海ニ出張滞在シ支那側トノ接触ニ当リ居レリ	大使館事務所ヲ有シ大使ハ原則トシテ上海ニ駐在スルモ常時三地間ヲ来往ス参事官常駐ス	大使官邸及事務所ヲ設置スルコトトシ大使ハ隨時三地間ヲ往来スル方針ノ由	大使ノ他ハ南京ヨリ隨時出張ス	大使ハ書記官ト共ニ南京ヨリ隨時出張滞在ス	大使ハ書記官ト共ニ南京ヨリ隨時出張滞在シ支那經濟界並ニ英国居留民トノ接触ヲ図リ居レリ	—	大使ハ書記官ト共ニ南京ヨリ隨時出張滞在ス	大使ハ書記官ト共ニ南京ヨリ隨時出張滞在ス
—	公使館ヲ保有シ書記官常駐ス	公使館ヲ保有シ参事官常駐ス	公使ハ南京滞在中常時上海ニ出張ス	公使ハ常時三地間ヲ往復ス	大使ハ常時三地間ヲ往復ス	公使ハ南京滞在中常時上海ニ出張ス	公使ハ南京滞在中常時上海ニ出張ス	公使ハ南京滞在中常時上海ニ出張ス	—	公使ハ南京滞在中常時上海ニ出張ス	公使ハ南京滞在中常時上海ニ出張ス

史料12 「南京ニ於ケル各国大使館ノ現状並ニ擴張計画」(昭和11年9月8日) 付属表

○史料二三

川越大使提出の移転弁法に対し、人員配置上の困難はあるも翌一九三七年一月より大使館事務所を南京へ移転させることを決定

〔外務省記録「在支帝国公館関係雑件 移転関係 在北京公使館関係（含遷都ニヨル各国公使館ノ南遷問題）」第二卷(MI.3022-1)JACAR RefB14090315600(第一四～一六画像目)〕

昭和十一年十二月二十八日

有田外務大臣より在中國川越大使宛（電報）

本省 十二月二十八日午後六時三〇分發

第三二三号

十一月二十日附機密大第六〇五号貴信ニ関シ

一、甲号弁法中（以下番号ハ貴信ニ拠ル）三及三八人員ノ点ニ於テ尚考慮ヲ要スルモノアルモ大体差支ナク又四上海ニ直接大使ノ指揮命令スル大使館的系統ヲ存置スルコトモ事情已ムヲ得スト思考セラルルモ（情報関係ニ就テハ別電ノ通り処理セラレタシ）右大使館事務担当者ヲ領事官本官トスルコトハ在勤俸ノ調整ニ付種々複雑ナル問題アルノミナラス定員ノ関係ヨリスルモ目下ノ所至難（目下書記官ハ十五名ノ欠員アルモ総領事、領事及副領事ニハ殆ト欠員ナシ）ナル一方別途御稟請ノ新陣容案モ人練リノ関係上差当リ実現困難ナルニ就テハ此等ノ点ニ関シテハ追テ考慮スルコトトシ此ノ際不取敢貴信ノ趣旨ニ依リ明年一月一日ヨリ大使館上海事務所ノ南京移転ヲ実行ス

ルコトト致度シ

二、右一二伴フ文書及電信ノ取扱振ニ関シテハ貴案ノ次第ハアルモ事務ノ簡捷ヲ計ル為明年一月一日ヨリハ左記ニ依ラレ度シ

(一) 電信

(1) 上海及南京ニ於ケル大使館関係電信ノ發受ハ大使ノ不在ヲ問ハス総テ大使名義トシ各別ノ追番号ヲ使用ス（南京ニ新タニ Koshi Nanking ヲ登録ス南京大使ノ略号ハ O C K、上海大使ハ O C L トス）但シ特ニ参事官又ハ首席書記官限リニ於テ發受電ヲ為スノ必要アル場合ニ於テハ冒頭ニ「参事官ヨリ」又ハ「参事官へ」等ト記載ス

(2) 在支大使宛ノ電報ハ原則トシテ南京大使ニ電報シ同時ニ上海大使ニ直接転電又ハ南京大使ヨリ転報（転電暗送又ハ手交）セ

シム

(二) 文書

(1) 南京及上海ニ於テハ大使ノ不在如何ヲ問ハス在中國（南京）及在中國（上海）川越大使ノ名義ニテ各別ノ番号ニ依リ發受ス（南京發ノモノニハ大ノ字ヲ又上海發ノモノニハ滬ノ字ヲ冠ス）

(2) 在支大使宛ハ原則トシテ南京大使宛トシ同時ニ写ヲ上海大使ニ送付ス但シ外国新聞ノ切抜等主トシテ情報関係参考用ノモノハ上海大使宛ニ送付ス

北平、南京ニ転電セリ

編注 電報の原議では発電日が判断困難なため、同電報の写に依り発電日を記載した。

○史料一四

一九三七年一月一日を以て大使館事務所を南京へ移転させることを在中國各公館へ通報

〔外務省記録「在支帝國公館關係雜件 移転關係 在北京公使館關係(含遷都ニヨル各國公使館ノ南遷問題)」第二卷(M.I.3022-1)JACAR RefB14090315600(第110~111画像目)〕

昭和十一年二月三〇日

在中國川越大使より有田外務大臣宛(電報)

上海 昭和十一年二月三〇日後發
本省 昭和十一年二月三〇日夜着

第一〇七九号(至急)

本官發在支各領事及香港北平宛電報

合一〇一〇号

今般外務大臣ノ御訓令ニ基キ昭和十二年一月一日ヲ期シ

当在支大使館ハ左記弁法ニ依リ南京ニ移転スルコトナリタルニ付テハ右御舎ノ上當館宛發電発信等ハ総テ之ニ抛ラレ度シ

一部外ニ対スル關係ニ於テハ大使館上海事務所ハ前記日附ヲ以テ南京

ニ移転セル建前ヲ取ル尤モ内部關係ニ於テハ暫定的ニ上海ニ大使館員ヲ残シ右ト南京大使館トノ事務分担ハ概ネ従来通りトス

ニ、本使ハ隨時南京及上海ニ駐在ス

三、移転ト同時ニ文書及電信事務ハ次ノ如クス

(一) 電信ニ付テハ

(イ) 上海及南京ニ於ケル大使館關係電信ノ発信ハ本使ノ在不在ヲ

問ハス総テ本使名義トシ各別ノ追番号ヲ使用ス(南京ニ新ニ

KOSHI NANKINGヲ登録ス南京大使ノ略号ハOCK 上海大使

ハOCLトス)

(ロ) 本使宛電報ハ原則トシテ南京大使ニ電報シ同時ニ上海大使ニ

直接転電セラルルカ又ハ南京大使ヨリ転報セシメラレ度シ

(二) 公信ニ付テハ

(イ) 南京及上海ニ於ケル大使館關係公信ハ本使ノ在不在ヲ問ハス

夫々在中國(南京)及在中國(上海)川越大使ノ名義ニテ各別ノ

番号ニ依リ發受ス(但シ発信ニアリテハ南京發ノモノハ大ノ文

字ヲ又上海發ノモノハ滬ノ字ヲ冠ス)

(ロ) 本使宛公信ハ原則トシテ南京大使宛トシ同時ニ写ヲ上海ニ送

付セラレ度シ尤モ外国新聞ノ切抜等主トシテ情報關係事務用

ノモノハ上海大使宛送付アリ度シ

(三) 南京及上海總領事館發受ノ電信公信ハ従前ノ通りトス

(管下分館、出張所へ転報アリタシ)

本電宛先北平、香港ヲ含ム在支各公館

大臣へ転電セリ

大臣ヨリ在滿各公館へ転電セラレタク然ルヘク在欧米各公館ニ転報アリタシ

○史料一五

大使館事務所の南京移転を効果的なものとするため、上海・南京の公館の陣容再編を川越大使より稟請

〔外務省記録「在支帝國公館關係雜件 移転關係 在北京公使館關係（含遷都ニヨル各国公使館ノ南遷問題）」第二卷（M1302-2-1）JACAR RefB14090315600（第三四～二六六画像目）〕

滬機密第四四号

昭和十二年一月二十二日

在中華民國（上海）

特命全權大使 川越 茂〔印〕

外務大臣 有田 八郎殿

大使館上海事務所南京移転ニ関スル件

本件ニ関シ客年十一月二十日附機密第六〇五号往信ヲ以テ稟請致シタルニ対シ客年末電報ヲ以テ右公信附属甲号弁法中、ノ要旨ニ依リ上海事務所ヲ本年一月一日ヨリ南京ニ移転シ又之ニ伴ヒ公信及電報ノ発受取扱方ヲ改ムルコトニ決定アリタル次第ナル処同弁法中ニ、以下四、ニ付テハ或ハ更ニ考慮ヲ要スルモノアリ或ハ種々ノ事情ニテ至急実現方至

難ナルモノアル一方陣容充実ニ付テモ差当リ実現困難ナル由ニテ当方ニ於テ最モ重キヲ置キ至急実現ヲ期待シ居リタル陣容ノ充実ヲ仰キ得サルニ於テハ上海事務所ノ南京移転ハ全ク名義ノミノコトトナリ事実上執務ノ円滑ヲ計リ機能ヲ充分發揮スル上ニ於テ遺憾少ナカラサル次第ナルニ付テハ本省トシテ種々御事情モアルヘキモ此際左記ノ「ライン」ニ依リ遅クトモ本年三月中ニハ南京及上海ニ於ケル出先機関の充実ト共ニ上海事務所ノ移転ヲ完成スル様更メテ御詮議仰キ度此段重ネテ稟請ス

記

一、冒頭引用公信ニ於テハ従来ノ行懸モアリ大使館ノ移転ハ漸進的方法ニ依ルコト可然ト思考シタル次第ナルカ右実行ハ目下至難ナル事情モアル由ニ付当方ニ於テモ更ニ攻究ノ結果多少ノ無理ハ在ルヘキモ大使館上海事務所ハ名実共ニ一切南京ニ移転シ現ニ上海事務所ニ於テ取扱ヒ居ル事務ハ総テ上海総領事館ニ於テ之ヲ管掌スルコトトシ右移転後ニ於ケル上海総領事館ノ構成ハ大体冒頭引用公信乙号案ノ「ライン」ニテ別表ノ如キ部課及要員配置トスルコトト致度即チ乙号案（五）ノ考慮ニ依リ現在ノ上海総領事館館務ト大使館側事務トヲ総轄スルト共ニ館長タル総領事ヲ補佐スヘキ事務総領事ヲ置ク案ヲ当初ヨリ採用シタル点ニ於テ乙号案ヨリハ移転ノ実ヲ更ニ徹底セシメタル次第ナリ）

二、右ノ如ク一挙ニ上海ニ於ケル機構ヲ総領事ノ下ニ統括スルコトトセリ他ノ理由ハ文書及会計事務ノ改善ヲ企図セルニ在リ即チ之ニ依リ

文書ノ発受ニ付二重ノ手数ヲ省クハ勿論記録ノ単一化ニ依リ執務ノ能率増進ヲ期シ得ヘク又会計ニ付テハ現在ノ如ク大使館、領事館併存ノ結果出納官吏カ其ノ責任ヲ全フスルニ不便ナル組織ヲ改ムルヲ得ヘシト存セラル

三、新規構成ノ下ニ於ケル上海館員ハ素ヨリ総テ総領事館員タル身分ニ統一セラルヘキ次第ナルカ唯御来示ノ如ク差当リ領事ノ定員等ノ関係上右一挙ニ実現困難ナルニ於テハ止ムヲ得ス出来得ル限り多数ヲ領事館員本務タラシムルト共ニ残余ハ逐次領事館本務ヲ命スルコトトシ不取敢大使館本務ノ儘領事館ニ兼勤ノ形ヲ執ルモ實質上他ノ領事館員ト同一ノ立場ニ在リテ総領事ノ指揮監督ニ服セムルコトトシ之カ為必要ニ応シ右趣旨ノ内規ヲ設ケ又ハ指令ヲ発セラルルコトトシ致度(待遇上ノ不均衡是正ニ付テハ屢次稟請ノ通法令改正又ハ之ニ代ル弁法ヲ講究相成度)

四、次ニ文書電信ノ取扱ニ付テハ新機構ノ下ニ於テハ恰モ本年一月一日以前ノ南京総領事館ノ如キ地位ニ立ツコトトナリ即チ本使ノ上海滞在在中ト否トヲ問ハス電信公信ハ発受共総テ総領事名義トシ特ニ必要アル場合ニ限り「大使ヨリ」又ハ「大使へ」ト記入シ(電信ノ場合)若ハ「滬」ノ文字ヲ附ス(文書ノ場合)ルコトトス

五、南京大使館ノ構成ニ付テハ大体冒頭往信甲号案ノ通トシ唯最小限度参事官ノ外書記官官補級二名ヲ増員シ(通訊官ハ現在ト同様二名総務課理事官ハ対支活動上不便ナルニ付置カサル建前ト致度

追テ本件実施ニ伴フ人繰ニ付テハ最近帰朝スヘキ須磨総領事ヨリ当

方試案ヲ開陳スル筈ニ付併セテ御詮議相成度

本信写送付先 南京大使 上海

編注 上海総領事館構成表は省略。

○史料一六

在南京大使館事務所、大使公邸の設備の不備を訴え修繕整備を求める川越大使からの稟請

〔外務省記録「在支帝国公館関係雑件 移転関係 在北京公使館関係(台遷都ニヨル各国公使館ノ南遷問題)」第二卷(M1302-1)JACAR RefB14090315600(第四三〜四五画像目)〕

大機密第六六号

昭和十二年二月二十日

在中華民國(南京)

特命全權大使 川越 茂

外務大臣 林 銑十郎殿

大使官邸及事務所修繕及設備ニ関シ稟請ノ件

大使館南京移転ノ結果トシテ今後本使モ主トシテ南京ニ駐在スルコトトナル処現在大使官邸ニ充当セラレ居ル建物ハ御承知ノ通り相当荒廢致居リ外館不体裁ナルハ元ヨリ内部ノ設備ニ至リテモ家具其他調度命ノ粗悪ナルコト枚数ノ額二、三ノ花瓶ヲ除キテハ殆ド裝飾品ナキコ

ト等全ク官邸トシテノ体裁ヲ為シ居ラス随テ各国大公使ヲ接見シ支那側要路ノ大官ト折衝スルニモ洵ニ遺憾ノ点尠カラス此点ヨリ見ルモ大使館新築ハ急速実現ノ要アルヘク当館ニ於テモ時局困難ノ際ニ拘ハラズ百方支那側ト折衝ヲ続ケ格好ノ敷地獲得ニ腐心致居ル次第ナリ然ル処大使官邸新築迄ニハ猶相当時日ヲ要スルノミナラス現在ノ官邸カ譬ヘ一時的ノ借官邸タリトスルモ実情前陳ノ如クナルニ於テハ帝国ノ威信ニモ関ハル次第ナリト思考セラルルニ付此際左記ノ通り備品一部ノ買替及補填ヲ行ヒ或ハ若干ノ修理ヲ加フル等幾分ニテモ官邸トシテノ体裁ヲ整フルコト是非共必要ト存ス

次ニ大使館事務所モ大使官邸ニ劣ラサル陋屋ニシテ且頗ル狭狹^{（ママ）}ナル為目下応接間モ取り得サル実情ナリ又机、椅子等ノ備品ニ至リテハ大部分領事館時代ヨリ引続キ使用致居ルモノニシテ中ニハ見苦シキ迄ニ汚損シ居ルモノアリ斯クテハ形式外観ヲ尊フ支那ニ於テ外支要人ヲ引見応接スルニモ洵ニ気恥シキ次第ナリ就テハ本使南京移駐ト共ニ館員モ漸次増加スル次第ニモアリ現在ノ狭ヲ緩和シ且事務室ノ態様ヲ整フル為左記後段ノ通り事務所ノ拡張及修理並備品ノ補填ヲ為スコトト致度シ

就テハ年度末経費御多端ノ際ナルモ右ハ大使館移転ノ結果トシテ絶対必要トスル施設ニ有之旁前陳事情御諒察ノ上是カ経費左記ノ通り合計銀壹万參千六百八拾六弗六拾仙也支出方御高配相仰度尚万一豫算ノ御都合上所要全額本年度ニ於テ差繰付カサルニ於テハ一部ハ来年度経費ヨリ御支出ヲ仰クトスルモ已ムヲ得サルニ付右御含ミノ上本件大至

急御詮議相煩度此段稟請ス^{（以下省略）}

○史料一七

一九三七年四月一日を以て大使館事務所を完全に南京へ移転させた旨
通報

〔外務省記録〕「在支帝国公館関係雑件 移転関係 在北京公使館関係（含遷都ニヨル各国公使館ノ南遷問題）」第二卷（ML1302-2-1）JACAR RefB14090315600（第五八画像目）

昭和一二二年四月二日

在中国川越大使より佐藤外務大臣宛（電報）

南京 昭和一二二年四月二日後発

本省 昭和一二二年四月二日後着

第二三三三号

四月一日ヨリ大使館ハ名実トモニ当地ニ移転シタルニ付テハ当方会計事務（警察関係ヲモ含メ）モ大使館ニ統一シ所定ノ首席書記官ヲ出納官吏ニ任命処理セシメラルル様致度シ尙大使館移転ニ伴ヒ本年度配賦額適當増額方御配慮相仰度シ
上海へ転電セリ

○史料一八

大阪府立高津中学校より照会のあった在中国大使館の所在につき回答

〔外務省記録「在支帝国公館関係雑件 移転関係 在北京公使館関係 (含遷都ニヨル各国公使館ノ南遷問題)」第二卷(M.I.3022-1)JACAR RefB14090315600(第七六画像目)〕

拜啓陳者四月二十六日附御照会ノ件ニ関シ在支帝国大使館ハ一九〇一年北清事変ニ関スル最終議定書トノ関係モアリ条約上ハ依然北平ニ存スル建前ト致シ居ル処国民政府ノ南京奠都以来各国大使館ニシテ支那側トノ聯絡ニ便ナラシムル為南京ニ大使館事務所ヲ設置スルモノ相次キ帝国政府ニ於テモ大使館事務所ヲ南京総領事館内ニ併置シ大使館書記官ヲシテ事実上大使館ノ事務ニ当ラシメ来レル次第ナルカ本年四月一日以降ハ大使モ南京ニ常駐スルコトナリタル結果大使館ノ事務及人員配置等ノ点ヨリ見ル時ハ実質上大使館ハ南京ニ在ル次第ニ有之候

以上回答旁々此段得貴意候

敬具

昭和十二年五月六日

外務省東亜局第一課

大阪府立高津中学校

島 之夫殿

○史料一九

日中間の戦闘激化により在南京大使館事務所の引揚げにつき訓令

〔外務省記録「支那事変関係一件 在支公館員及居留民保護引揚関係

(一般ノ部)〕第一卷(A.I.1030-1)JACAR RefB02030583000(第三〇〜三二画像目)〕

昭和十二年八月一四日

広田外務大臣より在中国川越大使宛(電報)

本省 八月一四日後一時五〇分発

第一九八号(大至急、極秘)

貴電第七四五号ニ関シ

本十四日朝上海ニ於ケル支那飛行機ノ爆撃ニ依リ海軍ノ態度硬化シ英米仏各国領事ノ十三日申出モ遂ニ海軍側ノ意見纏ルニ至ラス海軍ハ尚明日以後上海附近ノミナラス杭州、広徳等各地支那側工場ノ大規模爆撃ヲ行フ方針ニテ(当方ニテハ貴地ノ爆撃ハ是非共見合ス様目下海軍側ト懇談中)事態斯クナリテハ貴地ニ於ケル貴官以下ノ生命財産ノ安全モ俄ニ保障シ難キ次第ナルニ付テハ此ノ際冒頭貴電(乙)ノ人員ノミナラス(甲)ノ人員モ全部御来示ノ如ク津浦線經由(貴電第七四七号未着ナルモ支那側トノ話合ニ依リ外国船、支那軍艦等ニテ上海ニ)引揚ケラルルコトト致度シ

陸海軍武官ノ引揚ニ付テハ夫々海軍及陸軍本部ヨリ承認アリタリ

在支各公館ニ転電セリ